

輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2013.10.15

(1 / 1)

別 1 項 番	次に掲げる貨物 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 6 - (1) 軸受又はその部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第 5 条 輸出令別表第 1 の 6 の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一	軸受であつて、次のいずれかに該当するもの 又はその部分品 (国際規格 ISO 3290 (転がり軸受-軸受の部分品- 転がり軸受用の玉) で定める精度がグレード 5 以下の玉を 除く。)	【 】] 除外	数値 ()
イ	玉軸受又はころ軸受 (円すいころ軸受を除く。) であつて、日本工業規格 B 1514-1 号 (転がり軸受-軸受の公差-第 1 部: ラジアル軸受) で定める精度が 4 級以上のもののうち、 内外輪及び国際規格 ISO 5593 で定める転動体がモネル 製又はベリリウム製のもの	[] 《 》] 除外
ロ	削除			
ハ	能動型の磁気軸受システムであつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		
(一)	磁束密度が 2 テスラ以上で、かつ、降伏点が 414 メガパスカルを超える材料からなるもの	[]		数値 () 数値 ()
(二)	全電磁式で、かつ、三次元ホモポーラバイアス 励磁方式のアクチュエータを用いるもの	[]		
(三)	温度が 177 度以上で用いることができる位置 検出器を有するもの	[]		数値 ()
		判定結果		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)		該当項番		
会社名		① 輸出令別表第 1 の項番 []		
所属・役職		② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		
(フリガナ)		[]		
氏名		[]		
電 話		[]		